質問第一九号

公的給付におけるデジタル手段の利用要件と公平性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月二日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

公的給付におけるデジタル手段の利用要件と公平性に関する質問主意書

令和八年十月二十八日、東京都が実施する東京アプリを通じたポイント付与事業について、スマートフォンやマイナンバーカードを持たない人などが給付を受けられないのは不公平であり、憲法及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に反するなどとして、都民が東京都を提訴したことが報じられた。

経済的な事情によりスマートフォンを保有できない者、認知機能の低下や障害等によりデジタル機器の操作が困難な者、マイナンバーカードを取得していない者など、デジタル手段を利用することが難しい者は少なくない。とりわけ、経済的な事情からデジタル機器を保有・利用できない者は、生活支援を必要としている場合も多いと考えられる。それにもかかわらず、デジタル手段を利用できないことによって公的給付を受けられないとすれば、本来支援を必要としている者ほど支援から取り残されるという、極めて不合理な事態を招きかねない。

東京都のホームページなどでは、本事業について「東京アプリの更なる普及促進を図るとともに、昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて都民の生活をより一層応援するため」に実施するものと説明している。しかし、本来、公費による給付は、デジタル化の推進ではなく、給付を必要とする者に確実に届けるこ

とを目的とするべきである。国及び地方公共団体は、デジタル手段を利用できない者が給付から排除されることのないよう、受給者の事情に応じた代替手段を確保すべきである。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　国又は地方公共団体が公費による給付を行うに当たり、スマートフォンやマイナンバーカードの保有・利用を事実上の受給条件とし、それらを利用できない者に代替の受給手段を設けないことは、憲法第十四条が定める法の下の平等との関係で許容されるか、政府の見解を示されたい。また、地方公共団体については、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有」するとする地方自治法第十条第二項の規定にかかわらず許容されるか、政府の見解を示されたい。

二　令和八年七月二十一日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」によれば、政府は「「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進める。」としている。スマートフォンやマイナンバーカードを保有していない者を行政サービスの対象から除外することは、同計画の基本的な考え方と相容れないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　認知機能の低下、障害、経済的な事情その他の理由により、スマートフォンの保有・操作又はマイナンバーカードの取得・利用が困難な者について、給付を受けられない事態が生じないよう、国は、現金給付、銀行口座への振込、窓口での申請、代理申請その他の代替手段を必ず確保するべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。また、地方公共団体についても、同様の代替手段を確保するよう、国が求めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　国及び地方公共団体が実施する公費による給付について、デジタル手段を利用できるか否かによって受給の可否や実質的な負担に差が生じないことを、制度設計上の原則として明確にすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。